

## 業者収集マンション等の届出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、管理者等が家庭ごみの収集を一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に継続的に依頼する場合に、あらかじめ京都市への届出を行うことで、ごみの分別方法等が排出者や許可業者にも明確になることにより、排出者が適正にごみを分別し、資源化促進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業者収集マンション等 許可業者が継続的に家庭ごみを収集するマンション、アパートその他の共同住宅（住居形態を問わない）をいう。
- (2) 燃やすごみ 京都市一般廃棄物処理計画第3-1-(3)ーウ表（ア）家庭ごみ中の燃やすごみをいう。
- (3) 資源ごみ 京都市一般廃棄物処理計画第3-1-(3)ーウ表（ア）家庭ごみ中の缶・びん・ペットボトル、小型金属類・スプレー缶、プラスチック製容器包装、紙パック、乾電池、使用済みてんぷら油、蛍光灯、リユースびんをいう。
- (4) 管理者等 管理会社、管理組合、所有者、管理人その他のマンション等のごみの収集の依頼等に関する事務に責任を有する管理者をいう。

### (届出)

第3条 許可業者に新たに家庭ごみの収集を依頼しようとする管理者等は、収集を開始するまでに、次の各号に掲げる事項について、業者収集マンション等の届出書（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

- (1) マンション等の名称、所在地及び戸数
- (2) 実質的な管理を行う者（ごみの処理に係る契約等の管理を行う営業所等）
- (3) 燃やすごみの収集を依頼する許可業者名及び収集回数
- (4) 資源ごみの分別方法及び収集方法（資源ごみの種類、排出回数等及び収集方法）
- (5) 入居者への分別排出の周知方法（入居者向け説明書等を添付）
- (6) 収集開始日

### (提出)

第4条 業者収集マンション等の届出書は、持参、郵送又はFAXにより提出する。

### (届出済証の交付)

第5条 市長は、業者収集マンション等の届出書の提出があったときは、その届出内容が京都市一般廃棄物処理計画に定める分別方法等に合致していること及び当該業者収集マンション等が届出書のとおり分別を行っていることを確認のうえ、届出を行った管理者等に対し、第2号様式に定める届出済証を交付するものとする。

2 管理者等は、当該業者収集マンション等のごみの保管場所の見えやすいところにその届出済証をちょう付するものとする。

(変更・廃止)

第6条 管理者等は、届出事項に変更があった時は、変更が生じた日から起算して30日以内に、業者収集マンション等の届出書(変更届)(第3号様式)によって変更事項を届け出るものとする。

(勧告)

第7条 市長は、管理者等が第3条の規定に違反していると認めるときは、当該管理者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(指導)

第8条 市長は、届出の内容が、京都市一般廃棄物処理計画に定める分別方法等に合致しない場合、業者収集マンション等の管理者等や関係者に対し、必要な指導を行う。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の制定の際に現に業者収集マンション等を管理している管理者等は、第3条の規定に関わらず、平成22年3月末日までに第1号様式に必要事項を記載のうえ提出することとする。

3 第7条及び第8条の規定は、前項の現に業者収集マンション等を管理している管理者等について準用する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

業者収集マンション等の届出書

(あて先) 京都市長		年 月 日
管理者等の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		管理者等の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)  電話 - -
届出者の区分	管理会社・不動産業・管理組合・所有者（個人・その他）	

業者収集マンションの届出に関する要綱第3条の規定により届け出ます。

マンション等の名称	
マンション等の所在地	戸数 戸
実質的な管理者 (支店、営業所等で届出者と異なる場合記入)	氏名又は名称 連絡先 電話番号
燃やすごみの収集を 依頼する許可業者名	収集回数 回/週
資源ごみの分別方法及び収集方法	(資源ごみの種類) (排出回数等) (収集方法※) ① 缶 ___回/週___曜日(市収集・ ) ② びん ___回/週___曜日(市収集・ ) ③ ペットボトル ___回/週___曜日(市収集・ ) ④ プラ製容器包装 ___回/週___曜日(市収集・ ) ⑤ ___回/週___曜日(市収集・ ) ⑥ ___回/週___曜日(市収集・ ) ⑦ ___回/週___曜日(市収集・ ) ⑧ ___回/週___曜日(市収集・ ) ※市収集の場合は市収集に○を、業者収集の場合は収集する業者名を記入する
ごみの出し方に関する 入居者への周知方法	入居者向け説明書等があれば添付 ① 掲示板等に掲載 , ② 書面の配布 , ③ ごみ置き場に表示 ④ その他 ( )
収集開始日 (新設のみ)	年 月 日
備考	

第2号様式（第5条関係）

No \_\_\_\_\_

資源ごみ分別マンション等の届出済証

\_\_\_\_\_

業者収集マンション等の届出に関する要綱に基づく表示

○ 京都市

7cm

10cm

1cm

1.5cm

0.7cm

1cm

注 地色は黄色（左下の円の中のみ白）とし、字色は黒色とする。

